

川越駅西口市有地利活用事業における行政機能

1. 行政機能全体

名 称	川越市民サービスステーション
基本方針等	誰でも利用しやすく利便性に優れ、福祉や就労等に関する総合相談支援等の窓口や市民が交流を図れる多目的に利用可能な空間等を整備する。
提供する機能等	<p>床面積：約2,000㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南連絡所及びウエスタ川越証明センターを移転統合し、機能を拡充した「川越駅西口連絡所」を設置する。 ・市民が抱える様々な福祉課題を一体的に受け止めて、早期支援へとつなげるため、「福祉総合相談窓口」を設置する。 ・ウエスタ川越から「川越しごと支援センター」を移転する。 ・市民の交流の場や学生の自主勉強など、多様な目的に対応する空間を確保する。

2. 行政機能の各窓口

(1)川越駅西口連絡所

概 要	住民異動届や戸籍に関する受付、各種証明書の交付や市税等の収納を行う。
業務時間	月曜日から土曜日（午前9時30分～午後6時15分） ※祝日、休日、年末年始を除く
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動関係（証明発行・届出受付）、印鑑登録関係（証明発行、届出受付）、戸籍関係（証明発行・届出受付）など ・収納事務、マイナンバーカード事務を追加

(2)福祉総合相談窓口

概 要	市民が抱える様々な福祉の問題を解決するため、複雑・多様化した問題や、制度の狭間の問題を一体的に受け止め、課題を整理して早期支援へとつなげる体制として、福祉総合相談窓口を設置する。
業務時間	月曜日から土曜日（午前9時30分～午後6時15分） ※祝日、休日、年末年始を除く
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉相談センター 高齢者福祉を中心とした総合相談機能を有し、地域包括支援センターの相談の統括・後方支援等を行う。 ●障害者総合相談支援センター 障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター及び障害者相談支援センターを移転統合し、障害者等に対する専門的な相談支援や就労支援等を行う。 ●子育て世代包括支援センター 子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター及び保育コンシェルジュを揃えた体制により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行う。 ●自立相談支援センター 生活困窮者に対する自立相談支援や家計改善支援等を行う。

(3)川越しごと支援センター

概 要	川越公共職業安定所と連携し、就労に関する相談支援を行う。
業務時間	月曜日から金曜日（午前10時～午後6時15分） ※祝日、休日、年末年始を除く
業務内容	・川越市とハローワーク川越が共同で運営する川越しごと支援センターを、ウエスタ川越から移転する。 ※雇用支援課と共に、企業の人材確保を支援する埼玉県企業人材サポートデスクもウエスタ川越から移転する。

3. 行政機能に係る諸室等

(1)会議室・相談室

概 要	行政機能の職員等が利用する会議室及び相談の際に利用する相談室
提供機能	・間仕切りにより分割利用できる会議室を設け、行政の事業として行う各種セミナーや期日前投票等の会場として活用する。 ・相談者が落ち着いて相談できるように、個別相談室を10室配置する。

(2)待合スペース

概 要	行政機能利用者が、手続き等を待つ間に滞在する空間
提供機能	・待合スペースとして、ゆとりある十分なスペースを確保する。 ・乳幼児を抱える利用者のため、キッズルームや授乳室を配置する。

(3)交流スペース

概 要	市民が交流を図れる多目的に利用可能な空間
提供機能	・市民の交流の場や学生の自主勉強など、多様な目的に対応する空間を確保する。 ・飲食可能な空間とする。